

苫小牧市総合計画策定支援業務 仕様書

1 件名

苫小牧市総合計画策定支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

3 目的

苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）の規定に基づき、市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画（基本構想、基本計画及び実施計画を総称して、以下「総合計画」という。）を定めるものとされている。

現行の総合計画の期間が令和9年度までであることから、次期総合計画の策定に向け、市民及び市内事業者へのアンケート調査の設計・実施・分析業務や、市民懇話会、基本構想審議会及び総合計画策定委員会の開催支援業務等の総合計画策定支援（以下「業務」という。）を行うことを目的とする。

なお、令和7年12月に政府が閣議決定した「地方創生に関する総合戦略」を踏まえ、第3期人口ビジョン及び総合戦略（令和7年3月策定）の計画期間を前倒しして見直すこととし、総合計画との一体的な策定を行うものとする。

4 業務の内容

(1) 市民・事業者向けアンケート調査の実施及び分析

現行の総合計画やまちづくりに関する満足度等のほか、将来のまちづくりに向けた要望や市が抱える課題等について、市民及び事業者に対する意識を把握するためのアンケート調査を実施する。

具体的には、アンケート調査票の設計・作成、回収した調査票の集計、総合計画の策定に向けた調査結果の分析を行うこと。

<アンケート調査の想定配布数（想定回収率）>

- 市民アンケート 2,000部（50%）
- 事業所アンケート 2,000部（50%）

<アンケート調査の実施方法>

- アンケート調査の発送は、市が文書（郵送等）により実施する。
- アンケート調査の回答は、Webによる回答を基本とし、Webでの回答が困難な場合は、文書により回答することを可能とする。
- 調査票には、Webによる回答のためのURL及び二次元バーコードを付すとともに、Web回答用の回答フォームを用意すること。

- 調査票の構成、調査項目等については、市と受託者が協議の上で定める。
- なお、アンケート調査票の印刷・発送、文書により回答のあった調査票の回収は、市が行う。

(2) 総合計画策定委員会等（庁内会議）で使用する資料作成

市内部で開催する総合計画策定委員会等の各種会議で使用する資料の作成を行うこと。なお、資料作成以外の会議開催に係る事務や当日の説明は市が行うものとし、開催回数は1年度当たり3回程度とする。

(3) 市民懇話会（令和8年度）の開催支援

総合計画の策定に向けて、幅広く市民意見を聴取するための市民懇話会の開催支援を行うこと。

具体的には、懇話会資料の作成、懇話会への出席、議事録の作成及び論点整理等を行うこと。なお、懇話会の開催は、令和8年度中に3回程度とする。

(4) 基本構想の骨子案の作成

(1)～(3)を踏まえ、基本構想の骨子案を作成すること。

(5) 苫小牧市基本構想審議会（令和9年度）の開催支援

市長の諮問に応じ、基本構想について調査・審議するための苫小牧市基本構想審議会の開催支援を行うこと。

具体的には、審議会資料の作成、審議会への出席、議事録の作成及び論点整理、並びに答申書の作成に向けた委員意見の取りまとめ等を行うこと。なお、審議会の開催は、令和9年度中に4回程度とする。

(6) 総合計画原案の作成

市民意見提出手続（パブリックコメント）等に活用するため、(1)～(5)を踏まえ、総合計画原案を作成すること。

(7) パブリックコメントの実施支援

総合計画原案に対する市民意見を聴取するため、パブリックコメントを実施する。この実施に当たり、パブリックコメントで提出のあった意見等の集約・分析、及び回答案の作成を行うこと。

(8) 総合計画の最終案の作成

(1)～(7)を踏まえ、総合計画の最終案及びこの概要版を作成すること（デザインを含む。）。なお、概要版の分量（用紙サイズ、ページ数等）は、市と受託者が協議の上で定める。

(9) 総合計画の確定版の作成

総合計画の確定版及びこの概要版を作成すること（デザインを含む。）。なお、概要版の分量（用紙サイズ、ページ数等）は、市と受託者が協議の上で定める。

(10) 総合計画の策定に向けた技術的支援

総合計画の策定に向けて、市に必要な技術的支援（助言等）を行うこと。

5 成果物

(1) 令和8年度の成果物

成果物として、年度の末日（令和9年3月31日）までに以下をデータで納品すること。

- 市民アンケート及び事業所アンケートの調査票、集計表、調査結果及び報告書（PDF及び編集可能な形式）
- 基本構想の骨子案（PDF及び編集可能な形式）

(2) 令和9年度の成果物

成果物として、市が指定する日（令和10年2月29日を想定）までに以下をデータで納品すること。

- 総合計画の確定版及び概要版（PDF及び編集可能な形式）

6 その他

(1) 総合計画の策定に当たっては、現行の総合計画からの承継や総合戦略その他の個別計画との整合性を図ることに留意すること。

(2) 成果品及び業務上で作成した文書に生じる著作権その他の権利は、全て市に帰属するものとする。

(3) 業務内容の詳細は、本仕様書によるほか、受託者の企画提案内容によるものとし、仕様書に定めのない事項は、市と受託者が協議の上で定める。